

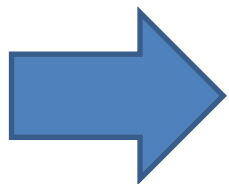
Ⅱ. 具体的な取り組み

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。



対象疾病の見直しや費用のあり方の検討にあたっては、その財源の確保にも留意することが必要。

地方分権推進計画

(平成10年5月29日 閣議決定)

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

1 国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向と国と地方の経費負担の在り方

(2) 国と地方の経費負担区分の原則並びに国庫負担金と国庫補助金の区分の 明確化

(略)

国と地方公共団体の財政関係の見直しに当たっては、地方行政の自主的な運営の確保、行政責任の明確化等の観点から、現行の地方財政法を踏まえ、地方公共団体の担う事務に要する経費については当該地方公共団体が全額を負担するという原則を堅持することとする。

(略)

国、都道府県、および市町村の費用負担割合について

予防接種法

	実施主体	実費徴収	負担割合
定期接種 (自治事務)	市町村	可(※)	<p>市町村</p> <p>低所得者分</p> <p>実費徴収</p> <p>3/10相当を地方交付税で手当</p> <p>※ 一類定期接種については、多くの市町村では実費を徴収していない</p>
臨時接種 (法定受託事務)	都道府県	不可	<p>国</p> <p>都道府県</p>
	都道府県に指示を受けた市町村	不可	<p>国</p> <p>都道府県</p> <p>市町村</p>
新臨時接種 (法定受託事務)	市町村	可	<p>国 都道府県 市町村 1/2 1/4 1/4</p> <p>低所得者分</p> <p>実費徴収</p>